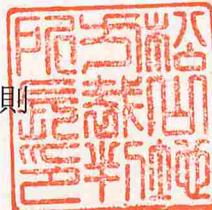


松山地裁総第1000号

令和3年6月15日

山中理司様

松山地方裁判所長 千葉和則



司法行政文書開示通知書

5月14日付け（同月17日受付、松山地裁総第850号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

一報メモ（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（氏名等）及び公にすることにより広報事務に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話089（903）4379

一報メモ（事実上保管訴訟記録の発見について）

作成日時	令和3年3月19日午前11時50分
報告者名	松山地方裁判所民事部 民事次席書記官 松岡正樹
1 情報提供の内容等	
① 発生日時	(1) 平成20年11月7日 (記録廃棄時) (2) 令和元年5月27日 (取材対応時) (3) 令和元年12月9日 (調査報告時)
② 発生部署	(1)～(3) 松山地方裁判所民事訟廷係
③ 関係職員	(1) [REDACTED] (2)及び(3) [REDACTED]
④ 内容	(1) 当庁昭和57年(行ウ)第4号損害賠償代位事件等(いわゆる「愛媛玉串料訴訟事件」)の事件記録21冊について、行政第一審事件簿上、本事件記録は、平成20年11月7日廃棄されたこととなっていたが、実際には廃棄されず、段ボール箱(2個)に入れられて、事件記録庫内の配架棚に事実上置かれていた。 (2) [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] その後も順次報道機関から取材があったと思われるが、同様の回答であり、地元新聞紙には「廃棄済み」との報道が令和元年8月5日付けでなされている。その後、同年9月24日付けでも同様の報道がなされている。 (3) 令和元年11月18日付け最高裁総務局第三課長事務連絡により、事実上保存の事件記録等に関する調査結果を回答する際、民事事件記録庫の確認不十分のため、本事件記録が存在することに気付かず、回答書には、

	本事件記録を記載しなかった
⑤発覚の経緯	令和3年3月19日午前8時35分頃、国立公文書館への引継作業のため、事件記録の確認作業を行っていた [REDACTED] が、配架棚に置かれていた段ボール箱2箱を不審に思い開け、判明した。

2 これまでに行った措置（あれば記入する。）

民事事件記録庫（計3室）内の記録について、再調査し、事実上保管されている記録が既に報告されているものその他に無いか確認し、他に無いことを確認した。

本記録が、記録庫内に保管されていた経緯を [REDACTED] にも確認したが、経緯等は不明であった。

また、令和元年11月に、総務局第三課長事務連絡に基づき、事実上保存の事件記録等の調査を行い、調査結果の報告を行っているが、その際に発見できなかった経緯は現段階では不明である。

3 これから予定している対応案（あれば記入する。）

本記録については、[REDACTED] に報道機関から取材があり、廃棄済みであるとの報道が同月5日になされていることから、本記録が発見された旨の積極報道対応を検討する。